

ひたちなか市デジタル化推進指針

令和4年2月

ひたちなか市

目 次

1	基本的な考え方	
(1)	背景と目的	1
(2)	位置付け	2
2	これまでの計画と取組	
(1)	本市における主な取組	4
(2)	近年の主な国の動向	5
3	構成・内容	
(1)	構成	6
(2)	基本理念	7
(3)	基本方針・推進事項	8
4	推進体制	13

1 基本的な考え方

(1) 背景と目的

近年の情報化の進展は著しく、インターネット環境の拡充やスマートフォンをはじめとした情報提供機器の多様化、情報通信技術の飛躍的な発展普及などにより、様々な分野で生活利便性が向上し、だれもが必要な時に必要な情報を得ることが可能となっています。

国においては、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する「Society5.0」という概念を提唱しています。IoT¹で人とモノがつながり、超高速・超低遅延・多数同時接続の5G通信によって瞬時にビッグデータが蓄積され、そのビッグデータをAI²が解析し、その結果がロボットなどを通して人間にフィードバックされることで、これまでにはない新たな価値がもたらされる社会の到来を想定したものです。

一方、長期化する新型コロナウイルス感染症の対応において、各種給付金などのオンライン申請の構築が不十分だったことや、国や地方を通じて情報システムや業務プロセスが統一されていなかったことで業務が非効率化するなど、様々な課題が顕在化しました。

こうした背景を踏まえ国は、テクノロジーのめざましい進展や感染症対策などに迅速に対応し、自治体の制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していくため、令和2年12月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）³推進計画」を策定し、さらに令和3年9月には、「デジタル社会形成基本法」の施行及び「デジタル庁」を発足し、デジタル社会⁴の構築に向けた取組を全自治体で着実に進めていくとしています。

本市においては、これまで4次にわたる「ひたちなか市ICT推進計画」により情報化施策を推進してまいりました。

令和2年度、第4次計画の5年間の計画期間が満了となることから、当初、令和2年度中に次期計画を策定することとしていました。しかし、国の急速な動向の変化や感染症の長期化により、様々な分野でデジタル化の具体的な取組が進みつつあることを含め、わが国のデジタル化の方向性に大きな進展があることが想定されたことから、令和3年3月のICT推進本部において、今後の国の地方自治体に対するDXに関する施策を見極め、適切に対応する必要があるとして、第4次計画の計画期間を1年延長し、令和3年度までとすることとしました。

また、新たな計画については、テクノロジーの進化のスピードに的確に対応していくために、これまでのような5年間の計画ではなく、本市のデジタル化推進の理念に則った長期的な基本方針を策定するとともに、具体的な施策については、「アクションプラン」として向こう3年程度の期間で毎年計画して見直しを行っていくローリング方式により、柔軟に対応することとしました。

本指針は、こうした国の動向や社会情勢を踏まえ、デジタル化の推進による市民サービスの向上や地域の発展などを図ることを目的とした基本的な方針を「ひたちなか市デジタル化推進指針」として策定するものです。

¹ IoT…モノのインターネット。「Internet of Things」の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすること。

² AI…人工知能。「Artificial Intelligence」の略。コンピュータを使って、記憶・学習・推論・判断など人間の知能の動きを人工的に実現する技術。

³ デジタル・トランスフォーメーション…デジタル変革。DXと略される。人々の目線に立ってデジタル技術を活用することにより、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変革させること。

⁴ デジタル社会…インターネットを通じて自由かつ安全に多様な情報や知識を世界的規模で入手し・共有・発信するとともに、先端的なテクノロジーを用いて多様かつ大量のデータを効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会。

(2) 位置づけ

本指針は、本市のこれまでの情報化に関する取組を踏まえた上で、さらに発展させていくための基本的な方針を示したものであり、「ひたちなか市総合計画」を最上位計画とし、その計画の実現をデジタル化により下支えする手段として位置づけます。

また、「官民データ活用推進基本法⁵」の規定に基づく「ひたちなか市官民データ活用推進計画」を兼ねるものとします。

① ひたちなか市第3次総合計画後期基本計画（抜粋）

施策の大綱 VI 市民とともに歩む 人と人がつながるまちづくり

VI-7 「情報通信」

基本方針

情報セキュリティ対策を徹底しながら、情報通信技術を積極的に活用し、行政運営の効率化を図るとともに、GIS⁶（いばらきデジタルマップ⁷）をはじめとする誰もが自由に利用できる公共データを拡充するなど市民サービスの向上を図ります。また、IT サポートセンターにおいて、市民の情報活用能力の向上を支援します。

取組と方針

- ・ GIS やオープンデータ⁸など、公共データを誰もが自由に利用できるよう公開します。
- ・ 利用頻度の高い行政手続を電子化するなど、利用範囲の見直しを進め、電子申請等の利用促進を図ります。
- ・ ITサポートセンターにおいて、パソコン初心者向けの基礎講座の開催とそのフォローアップ、困りごと相談を行い、市民のICT機器の操作能力や情報活用能力の向上を支援します。
- ・ サイバー攻撃⁹を防御する高度なセキュリティシステムの導入など、情報通信技術の進展に即した情報セキュリティ対策に取り組みます。

VI-8 「効率的な行財政運営」

VI-8-1 行財政改革

取組と方針

- ・ ICTなどを活用した業務の効率化や市民サービスの向上に取り組みます。
- ・ Society5.0時代の持続可能な地域社会への対応に向けた取組を行います。

⁵ 官民データ活用推進基本法…多様かつ大量の官民データの利活用推進や、行政手続に係るオンライン利用の原則化・民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進について規定。同法に定める官民データ活用推進計画について、都道府県には策定義務、市町村には策定の努力義務がある。

⁶ GIS…地理情報システム。「Geographic Information System」の略。コンピュータ上に地図情報や様々な付加情報を持たせ、作成・保存・利用・管理し、地理情報を参照できるように表示・検索機能を持ったシステム。

⁷ いばらきデジタルマップ…茨城県と県内市町村が共同で整備運営し、それぞれが保有する地図情報を、インターネットで公開する地理情報システム。

⁸ オープンデータ…国、地方公共団体及び事業者が保有するデータのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に二次利用（加工、編集、再配布等）できるよう公開されたデータ。

⁹ サイバー攻撃…サーバーやパソコンなどのコンピューターシステムに対し、ネットワークを通じてシステムを破壊する、データを窃取する、データを改ざんする等の攻撃の総称を指す。

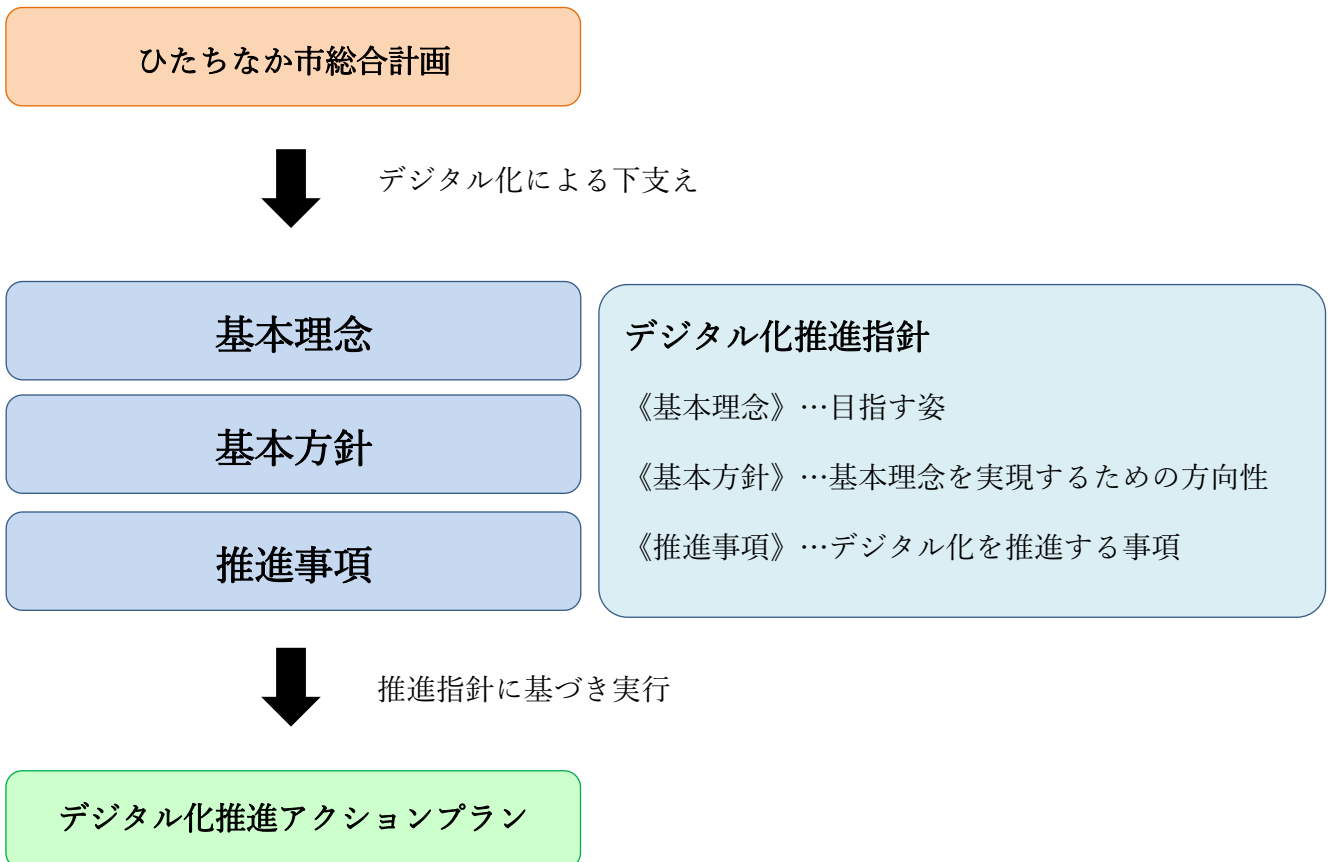
② 本指針・アクションプランの概要

● 「ひたちなか市デジタル化推進指針」

市民サービスの向上や地域の発展などを図ることを目的とした、デジタル化推進における基本的な方針。基本理念、基本方針及び推進事項により構成します。情報通信技術の動向及び社会情勢等の変化により適宜改訂します。

● 「ひたちなか市デジタル化推進アクションプラン」

情報通信技術の動向や社会の変化に柔軟に対応するため、推進指針の基本理念や基本方針、財政状況等を踏まえた上で具体的な施策や取組を位置づけ、概ね3年を計画期間とするアクションプランを毎年度ローリング方式で策定し、実行していきます。



※向こう3年程度の計画を毎年度ローリング

2 これまでの計画と取組

(1) 本市における主な取組

■ひたちなか市 IT 推進計画（第1次計画）（平成14年度～18年度）

「市民に広く開かれ、市民の知恵と活動をネットワークする、躍動感あふれるまちづくりの推進」及び「IT の効果を活かした効率的で質の高い行政サービスの実現」を基本理念に掲げ、地域情報化と電子自治体の構築に取り組みました。

■ひたちなか市 ICT 推進計画（第2次計画）（平成19年度～22年度）

「ICT を最大限に活用することにより電子自治体を構築し、協働と交流で築く活力に満ちたまちづくりを行い、本市の都市像である『豊かな産業といきいきとした暮らしが広がる世界にふれあう自立協働都市』を実現すること」に向け、便利でだれもが安心できる自立と協働の電子自治体の構築に取り組みました。

■ひたちなか市 ICT 推進計画（第3次計画）（平成23年度～27年度）

「ICT を活用した住みよいまちづくり」を基本理念として、「時間的・空間的・個人的な制約に左右されることなく、すべての市民が ICT の恩恵を享受できるまち」を目指して取り組みました。

■ひたちなか市 ICT 推進計画（第4次計画）（平成28年度～令和3年度）

「安心・快適・便利 つながるまちを ICT の力から」を基本理念として、スマートフォンや SNS の活用、情報セキュリティの確保など、誰もが安心して快適に ICT を利用でき、より市民の利便性が向上することを目指して取り組みました。

(2) 近年の主な国の動向

■官民データ活用推進基本法（平成 28 年 12 月 14 日施行）

多様かつ大量の官民データの利活用推進や、行政手続に係るオンライン利用の原則化・民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進について規定。

■デジタル手続法（令和元年 12 月 16 日施行）

行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を規定。

■デジタル・ガバメント実行計画（令和 2 年 12 月 25 日改定）

デジタル技術の徹底活用と、官民協働を軸として、全体最適を妨げる行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政の在り方そのものを変革していくため、デジタル社会に対応したデジタル・ガバメント¹⁰の実現に向けた実行計画を改定。

■自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（令和 2 年 12 月 25 日策定）

自治体のデジタル化を強力に推進するため、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革する自治体 DX について方針を策定。

■地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和 2 年 12 月 28 日改定）

情報セキュリティについて、行政手続のオンライン化、働き方改革、サイバー攻撃の増加といった新たな時代の要請や課題に対応していくため、「自治体情報セキュリティ対策の見直しについて（令和 2 年 5 月 22 日公表）」がとりまとめられた。同とりまとめ及び平成 30 年 7 月の政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準の改定等を踏まえて、ガイドラインを改定。

■自治体 DX 推進手順書（令和 3 年 7 月 7 日公表）

自治体 DX 推進計画を踏まえて、自治体が着実に DX に取り組めるように手順書を作成。

■デジタル社会形成基本法（令和 3 年 9 月 1 日施行）

経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について規定。

■デジタル庁を設置（令和 3 年 9 月 1 日設置）

デジタル社会形成の司令塔として、未来志向の DX を大胆に推進し、デジタル時代の官民のインフラを迅速に作り上げることを目指す。

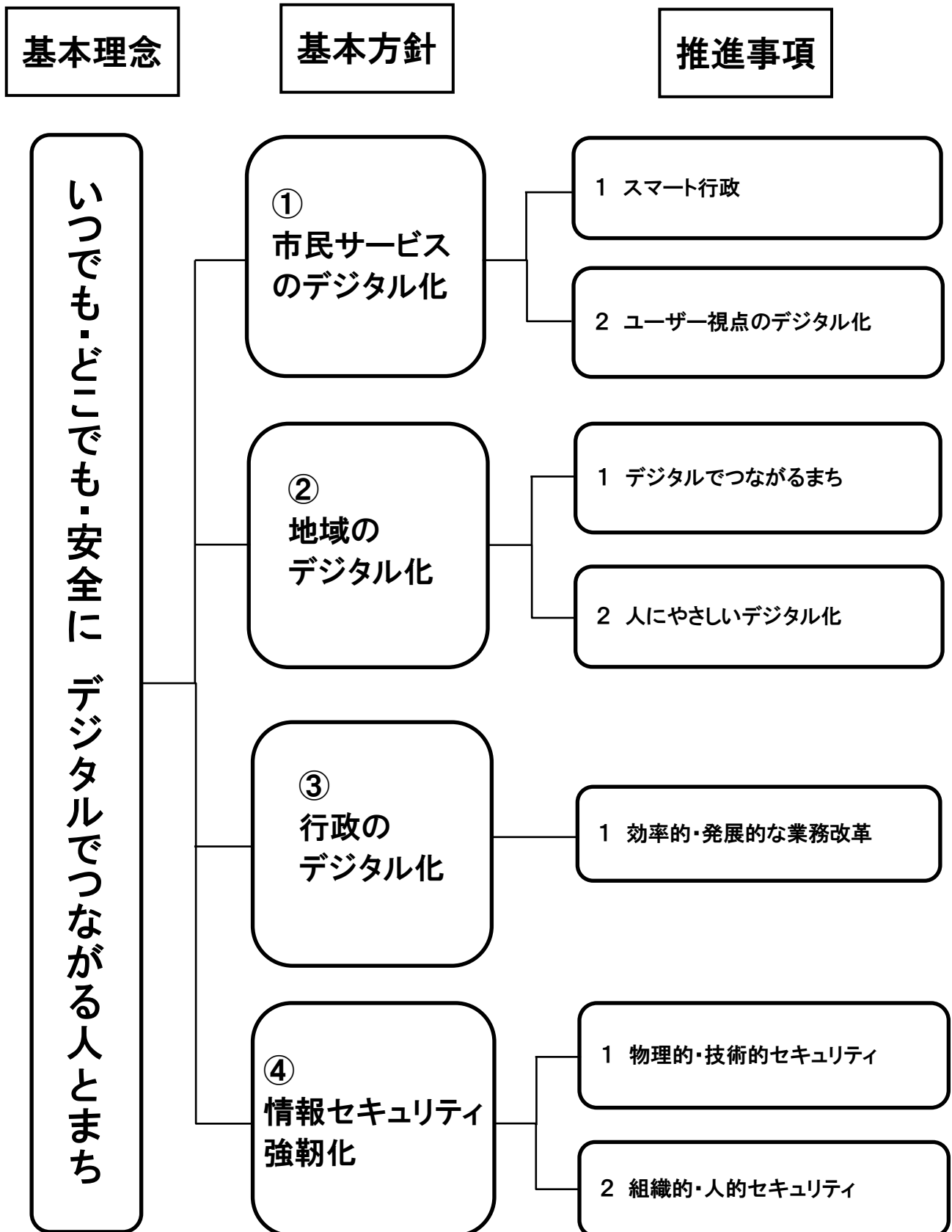
■デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和 3 年 12 月 24 日策定）

デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針であり、目指すべきデジタル社会の実現に向けて構造改革や施策に取り組むとともに、それを世界に発信・提言するための羅針盤となる計画。

¹⁰ デジタル・ガバメント…デジタル技術の徹底活用と、官民共同を軸として、全体最適を妨げる行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政の在り方そのものを変革していくこと。

3 構成・内容

(1) 構成



(2) 基本理念

デジタル化推進による本市の目指す姿として、次の基本理念を掲げます。

いつでも・どこでも・安全に
デジタルでつながる人とまち

本市が直面している人口減少・少子高齢化や感染症対策等の社会的課題への対応，産業のさらなる活性化を図っていくためには，デジタル技術の積極的な活用が不可欠です。

行政手続きのオンライン化を推進し，市民がスマートフォンやパソコンを使って「いつでも・どこでも・安全に」行政手続きを完結できるよう，デジタル化によって利便性を向上させ，AIやIoT等の最新テクノロジーを活用するとともに，セキュア¹¹なシステムやネットワーク等の環境整備により「人（市民，市職員等）」や「まち（地域，市役所等）」を効果的につなげることで，全ての市民と市内全域において，デジタル化推進による恩恵を享受できることを目指します。



¹¹ セキュア…安全な，安心な，頑丈な，堅牢な，などの意味を持つ英単語。「secure」

(3) 基本方針・推進事項

基本理念を実現するため、基本方針・推進事項を次のとおりとし、主な取組の詳細やその他の取組内容については、本指針を踏まえて「ひたちなか市デジタル化推進アクションプラン」を策定し、実行していきます。

① 基本方針「市民サービスのデジタル化」

1 推進事項「スマート行政」

市民がいつでも・どこでも行政手続きをオンラインで完結できるなど、より利便性を高めて市民サービスの向上を図ります。

《主な取組》

①-1-1	行政手続きのオンライン化
概要	自治体DX推進計画の「特に国民の利便性向上に資する31手続き」のうち、市区町村を対象とした27手続きについて、マイナポータル ¹² からマイナンバーカードを用いたオンライン手続きを優先的に可能にします。その他の手続きについても電子申請ができる手続きを拡充し、積極的に市民サービスのデジタル化を進めます。

対象手続一覧

子育て関係（15手続）

児童手当の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
児童手当の額の改定の請求及び届出
氏名変更／住所変更等の届出
受給事由消滅の届出
未支払の児童手当等の請求
児童手当等に係る寄附の申出
児童手当に係る寄附変更等の申出
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
児童手当等の現況届
支給認定の申請
保育施設等の利用申込
保育施設等の現況届
児童扶養手当の現況届の事前送信
妊娠の届出

介護関係（11手続）

要介護・要支援認定の申請
要介護・要支援更新認定の申請
要介護・要支援状態区分変更認定の申請
居住（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
介護保険負担割合証の再交付申請
被保険者証の再交付申請
高額介護（予防）サービス費の支給申請
介護保険負担限度額認定申請
居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
住所移転後の要介護・要支援認定申請

被災者支援関係（1手続）

罹災証明書の発行申請

¹² マイナポータル…政府が運営する行政手続き・情報のオンラインサービス。マイナンバーカードを用いることで、子育てや介護をはじめとする行政手続のオンライン申請や、マイナンバーの付いた各自の情報をいつ、どこでやりとりしたのか等の確認ができるサイト。

①-1-2	マイナンバーカードの普及促進
概要	国は、令和4年度末にはほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し、マイナンバーカードの普及を強力に推進しています。市報やホームページ等で、行政手続きのオンライン化や証明書のコンビニ交付など、マイナンバーカードを持つことで得られる利便性を積極的に広報し、マイナンバーカードの普及促進を図ります。

①-1-3	BPRの取組の徹底（書面・押印・対面の見直し）
概要	市民サービス向上や事務の効率化、感染症対策のため、令和3年度に押印の見直しを行いました。引き続き書面・押印・対面のさらなる見直しを検討するとともに、行政手続きのオンライン化を積極的に進め、BPR ¹³ の取組を推進します。

①-1-4	キャッシュレス決済の普及促進
概要	市税等の納付書では、バーコードによるスマートフォン決済が可能となっています。また、令和4年からは市役所の窓口や施設で手数料や使用料のキャッシュレス決済を導入します。引き続き市民サービスの向上や感染症対策のため、キャッシュレス決済の普及促進を図ります。

2 推進事項「ユーザー視点のデジタル化」

ウェブサイト訪問者やSNSの利用者など、ユーザーの視点に立った情報発信を推進します。また、利用者からの視認性が高く操作性が簡便で機能的なシステム等の導入・運用を検討します。

《主な取組》

①-2-1	市公式ウェブサイトの充実
概要	市民が探しているページにたどり着きやすく、ウェブアクセシビリティ ¹⁴ に優れたウェブサイトを令和4年2月に構築し、さらにウェブサイトの機能を充実させるツールを導入しています。引き続き利用者の目線に立ってウェブサイトの向上を目指します。

①-2-2	SNS等を活用した情報発信の充実
概要	利用者のニーズを踏まえながら、LINEやTwitter, YouTube, Instagram等のソーシャルメディアを活用した情報発信をさらに強化するとともに、本市と直接つながる人を増やすため、友だちやフォロワー等の登録者数の拡大を目指します。

①-2-3	防災分野におけるデジタル技術を活用した情報伝達
概要	防災行政無線のデジタル化を進めるとともに、ひたちなか安全・安心メールやSNSの活用など、多様な伝達手段を組み合わせ、適切かつ迅速な防災情報の提供を行います。

¹³ BPR…業務改革。「Business Process Re-engineering」の略。既存の業務構造を抜本的に見直し、業務内容や業務プロセスを最適化する観点から再構築すること。

¹⁴ ウェブアクセシビリティ…高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること（利用のしやすさ、近づきやすさ、アクセスのしやすさ等が要件となる）。

② 基本方針「地域のデジタル化」

1 推進事項「デジタルでつながるまち」

デジタル技術を活用して、地域課題解決・地域活性化を推進するとともに、地域交流を促進します。

《主な取組》

②-1-1	デジタルインフラの有効活用
概要	Society5.0時代の持続可能な地域社会へ対応するため、光ファイバーの全国的な普及や5Gサービスの開始、IoTの実用化等のデジタルインフラ整備の進展を踏まえ、公共空間をはじめとした市内全域がデジタル化によるメリットを享受できるよう、有効な活用方法を検討します。
②-1-2	オープンデータの推進
概要	国が示す自治体向けのガイドライン・手引書・「推奨データセット ¹⁵ 」等に基づき、利用者ニーズに即したオープンデータ化を進めます。 また、民間事業者等によるアプリ開発、行政機関自身によるデータ分析や政策立案等のデータ利活用を促進するため、公開するデータ量を充実させるとともに、データの質の向上を図ります。

2 推進事項「人にやさしいデジタル化」

誰もがデジタル化の恩恵を受けられるよう、デジタルデバイド¹⁶の解消やデジタルリテラシー¹⁷の向上を推進します。

《主な取組》

②-2-1	デジタルデバイド対策
概要	デジタル活用への理解やスキルが十分でない高齢者等を支援するため、ITサポートセンターの運営やパソコン・スマートフォン講座を継続するとともに、サポートを必要とする方への支援内容の充実を図ります。 また、AIによる自動変換ツールを活用し、公式ウェブサイトやSNS等において「やさしい日本語」による情報発信に努めます。 さらに、携帯電話通信会社などの民間事業者が実施する「デジタル活用支援講習会 ¹⁸ 」の開催を支援します。
②-2-2	自治会活動ICT化推進の支援
概要	自治会活動における事務の効率化や感染症対策として実施する、自治会のICT環境整備への補助やパソコン・スマートフォン講座を継続し、自治会活動のICT活用・推進を支援します。

¹⁵ 推奨データセット…オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的とし、政府として公開を推奨するデータと、そのデータの作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめたもの。

¹⁶ デジタルデバイド…情報格差。インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる情報格差のこと。

¹⁷ デジタルリテラシー…デジタル技術において、知識や情報を有効活用できる能力のこと。

¹⁸ デジタル活用支援講習会…総務省の「デジタル活用支援推進事業」の助成を受けて、デジタル活用に関する支援を必要とする人に対して、デジタルを活用したサービスの利用方法に関する助言や相談、支援などを行う民間事業者等が実施する講習会。

②-2-3	学校等における ICT 環境の整備と情報教育の充実
概要	GIGA スクール構想 ¹⁹ に基づく児童生徒 1 人 1 台のタブレット端末と学校の無線 LAN 環境整備が完了し、令和 3 年度は大型提示装置や指導者用デジタル教科書を導入し学習環境のデジタル化を推進しました。 さらなる ICT 教育環境の整備や、教員の指導力向上のための研修を計画的に実施するなど、ICT を効果的に活用した学習活動の充実を図ります。

③ 基本方針「行政のデジタル化」

1 推進事項「効率的・発展的な業務改革」

デジタル化の推進により、行政の効率性・透明性の向上やコスト削減を図ります。

《主な取組》

③-1-1	情報システムにおける標準化・共通化 ²⁰ の推進
概要	国が指定する基幹業務システム等について、国の標準仕様書に準拠したガバメントクラウド ²¹ 上のシステムへ移行することにより、システム改修やセキュリティ対策への迅速な対応やコスト削減を図ります。

③-1-2	AI・RPA の利用促進
概要	国の「AI・RPA ガイドブック」等を参照しながら、対象業務を精査し、AI や RPA ²² 及び AI-OCR ²³ 等の導入・利用拡大について検討を図ります。

③-1-3	テレワークの推進
概要	災害発生時や感染症拡大期の業務継続、多様で柔軟な働き方の実現のため、テレワーク ²⁴ の環境整備や利用拡充をさらに推進します。また、テレワークの利用を促進する電子決裁等のツールの導入・活用を推進します。

③-1-4	ペーパーレス化の推進
概要	令和 3 年に、感染症対策や環境保護のため、タブレット端末とペーパーレス会議システムを整備しています。今後もより利用しやすい環境整備を図り、庁内のペーパーレス化を推進します。

¹⁹ GIGA スクール構想…文部科学省が推進する、児童生徒向けの 1 人 1 台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想。

²⁰ 情報システムの標準化・共通化…自治体における基幹系情報システムや業務システムにおいて、国が定めた標準仕様書に準拠したシステム（データ定義等も含む）へ移行もしくは統一すること。

²¹ ガバメントクラウド…政府共通のクラウドサービスの利用環境。

²² RPA…ロボットによる業務の自動化。「Robotic Process Automation」の略。従来人間が実施してきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するものである。

²³ AI-OCR…紙の書類をスキャナーなどで読み込み、書かれている文字を認識してデジタル化する技術である OCR (Optical Character Reader) に AI (人工知能) を組み合わせることで、文字の認識精度を大きく向上させたもの。

²⁴ テレワーク…デジタル技術を活用し、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方のことであり、働く場所によって、在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス勤務などがある。

④ 基本方針「情報セキュリティ強化」

1 推進事項「物理的・技術的セキュリティ」

複雑化・巧妙化するサイバー攻撃などに対応するため、セキュアなシステムやネットワークによる情報セキュリティ対策を徹底し、情報資産の保護に万全を尽くします。

《主な取組》

④-1-1	より強固な情報セキュリティシステムの構築
概要	茨城県及び市町村が共同で構築・運用する自治体情報セキュリティクラウド ²⁵ について、令和4年3月に、より高いセキュリティレベルを満たすシステムへ移行します。 また、行政手続きのオンライン化、テレワーク、クラウド化など新たな時代の要請を踏まえ、業務の利便性・効率性と情報セキュリティを両立させるシステムの在り方を検討していくとともに、業務端末における情報セキュリティを万全にします。

2 推進事項「組織的・人的セキュリティ」

急激に変化する情報セキュリティ環境に的確に対応するため、組織的・人的な情報セキュリティ意識のさらなる向上を図ります。

《主な取組》

④-2-1	情報セキュリティポリシーの適時見直し
概要	急激に変化する情報セキュリティ環境に対応するため、国が示すガイドラインの改定に応じて適時、情報セキュリティポリシー ²⁶ の見直しを行います。 また、研修等を通じて職員の情報セキュリティ意識のさらなる向上を図ります。

²⁵ 自治体情報セキュリティクラウド…都道府県と市区町村がWeb サーバー等を集約し、監視及びログ分析・解析をはじめ、高度なセキュリティ対策を実施するもの。

²⁶ 情報セキュリティポリシー…企業や組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針。

4 推進体制

(1) ひたちなか市デジタル化推進本部

本市におけるデジタル化施策の総合的な推進を図るため、「ひたちなか市デジタル化推進本部」を設置します。

①CDO

本市のデジタル化推進を総合的かつ戦略的に統括するため、最高デジタル責任者（CDO：Chief Digital Officer）を設置します。CDO は副市長をもって充てます。

②CDO 補佐官

CDO は、CDO を専門的知見・技術から補佐するため、最高デジタル責任者補佐官（CDO 補佐官）を置くことができます。

③構成員

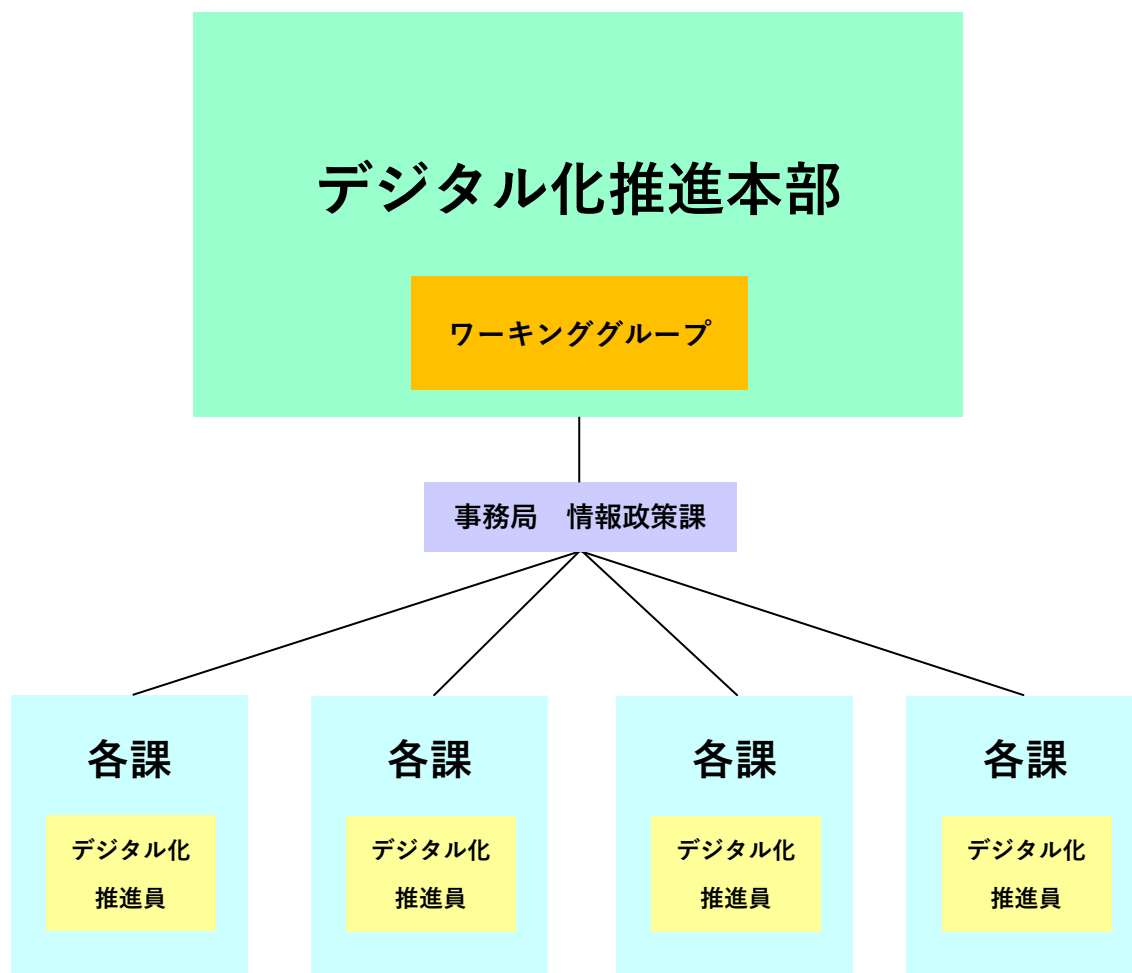
本部長：副市長，副本部長：企画部長，本部員：部長等

(2) ワーキンググループ

デジタル化推進に関する部署を超えた課題の調査研究や検討を図るため、各課題の関係部署の職員を構成員とする「ワーキンググループ」を必要に応じて設置します。

(3) デジタル化推進員

デジタル化の全庁的な推進を図るため、各課等にデジタル化推進における普及・啓発及び支援等を行う「デジタル化推進員」を配置します。



ひたちなか市デジタル化推進指針

令和4年2月

発行・編集

ひたちなか市 企画部 情報政策課

〒312-8501 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号

電話 029(273)0111(代表)

URL <https://www.city.hitachinaka.lg.jp/>